

国際金融都市の実現に関する見解



2020年9月09日

-
1. **新経済連盟の基本経済政策を踏まえた本問題への
基本的な考え方**
 2. **視点①外国人受け入れ・共生**
 3. **視点②DX**
 4. **視点③スタートアップ支援・振興**
 5. **視点④税制**

1. 新経済連盟の基本経済政策を踏まえた本問題への

基本的な考え方

2. 外国人受け入れ・共生

3. DX

4. スタートアップ支援・振興

5. 税制

Appendix. 各種提言関係資料

基本経済政策『Japan Ahead 2』（2018年4月）

| Japan Ahead 2 |

「Japan Ahead 2」は、新しいビジネスの台頭や競争環境のグローバル化など、経済の急激な変化に対応し、新経済連盟が目指す「New Economy」を実現するための基本政策です。

01 インテリジェント・ハブ化構想 ～東京をシリコンバレーに～

- ・ ヒト、チエ、カネを日本に
- ・ イノベーション/スタートアップ支援
- ・ グローバル人材育成
- ・ 世界に通用し、競争力を持つ真の働き方改革
- ・ 社会還元のためのフィランソロピー

02 最先端社会・スマートネイション ～シェアリングエコノミーと電子化～

- ・ デジタルファースト社会
- ・ キャッシュレス推進
- ・ シェアリングエコノミー
- ・ 国内・国外企業間でのフェアな規制や税制
- ・ IT、AI人材の育成
- ・ 実証実験によるxxTechの推進

Japan Ahead 2

新経済連盟の基本政策
(2018年4月発表)

3つの柱で
総額150兆円以上の経済効果

03 人口減少、労働力不足問題への対応 ～移民政策～

- ・ 移民政策
- ・ 超額光立国の実現
- ・ 供給力不足への対応(シェアリングエコノミー)

インテリジェントハブ化構想（2018年4月）

施策プラン	具体的施策項目
インテリ ジェント・ ハブ化構想	①ヒト、チエ、カネを日本に
	②法人税の引き下げ(20%程度に)
	③イノベーション・スタートアップ支援
	④競争力があり世界に通用する真の働き方の環境整備
	⑤グローバル人材育成
	⑥社会還元のためのフィランソロピー

具体的施策 ヒト、チエ、カネを日本に① (2018年4月)

外国企業・海外VIPの招致活動

- 政府トップレベルによる活動強化
- 海外VIP等を中心にした『日本ファン』獲得プロジェクトの構築

在留資格制度の改善等

- 海外から招致する起業家、技術者と彼らの同行者(家族、家事手伝い等)を対象とした制度構築拡充、要件緩和、取得までの期間短縮、電子申請など
- 企業内転勤における転勤前1年以上勤務の条件緩和

具体的施策 ヒト、チエ、カネを日本に② (2018年4月)

招致者への税制上の優遇措置

- 海外から招致する起業家・技術者に対する所得税・住民税の大胆な優遇
- 海外から招致した企業に対する法人税の優遇(欠損長期繰越しなど)

外国人にとって働きやすい環境の整備

- 居住面・生活面・教育面等での外国語対応の促進
(個々の場面でのKPIを設定し定期的にモニタリングして結果を公表・評価する仕組み)
- 居住面・生活面・教育面等での具体的な困りごとへの解決策の提示
(銀行口座の問題、不動産賃貸借契約の問題などに特区等に対応)
- 外国人受け入れ企業への優遇策
(外国語対応を進める企業への税制面を含めた優遇、日本人社員による英語研修費用・検定試験受験費用等の所得税優遇など)

1. 新経済連盟について

2. 視点①外国人受け入れ・共生

3. DX

4. スタートアップ支援・振興

5. 税制

Appendix. 各種提言関係資料

移民受入れの意義

- 移民は、①**イノベーションの源泉**、②人手不足への対応、③生活者としての新たな需要、という観点から重要

イノベーションの源泉



人口減少への対応

人手不足

新たな需要

- 移民は、高い起業マインドを通じた技術革新や新商品・サービス開発、海外需要取り込みなどにより、イノベーションの源泉となる。
- 移民は、補完的な労働力として、地域の産業基盤や顧客サービスの維持に貢献する。
 - ✓ 設備投資や業界再編といった構造改革を遅らせ、低コスト労働力としての移民依存をもたらす可能性には留意。
- 労働力の代替・補完としてはAI/ロボットの活用も期待されるが、移民は生活者として新たな需要も生み出す。

受入れ体制の整備

-ビジネストラック・レジデンストラックの推進

- 懸案であった在留資格を持つ外国人の再入国が原則解禁となったことは第一歩
- 追加的な防疫措置等を設けるビジネストラック・レジデンストラックについて、国内の感染症対策と合わせて早急に整備していく必要

追加的な防疫措置

- 空港での検疫・入国審査時に、接触確認アプリのインストール等を確認させていただきます
- スマートフォンは受け入れ企業等から貸与いただいても問題ありません

ビジネストラック：例外的に出入国が認められ、「活動計画書」の提出等の更なる条件の下、14日間の自宅等待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となるスキームで、主に短期出張者用

レジデンストラック：例外的に出入国が認められるが、入国・帰国後の14日間の自宅等待機は維持されるスキームで、主に長期滞在者用（駐在員の派遣・交代等）

※当面は、成田、羽田、関西の3空港での受入れ

①LINE



□ 目的
入国後14日間の健康状態の報告

□ 使用方法

- ①専用のQRコードから厚生労働省の公式アカウントを友達追加
- ②厚労省公式アカウントから、健康状態確認メッセージを送付
- ③LINEで返答

□ 注意点

・国内電話番号でない携帯電話（海外SIM）、日本語以外の言語には対応していません。
・入国者が国内電話番号の携帯電話を持っていて、かつ日本語を理解できる場合を除き、受入企業・団体の担当者がアプリをインストール、設定の上、入国者から健康状態を聞き取って報告してください。
・その場合、機内で入国者に記載いただく「質問票」には、受入企業・団体の住所、LINEアプリの設定が完了した担当者の電話番号・メールアドレスを記載するよう、事前に必ず伝えてください。（P16参照）

②COCOA



□ 目的
感染者との接触情報の確認

※新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受け取ることができます。

□ 使用方法

- ①アプリをインストール
- ②利用規約等に同意
- ③Bluetooth、接触ログの記録を有効化

<注意点>

- 空港での検疫および入国審査時にアプリのインストール・位置情報の保存の有無を対象者の申告等により確認します。誓約違反が判明した際は、受入企業・団体名の公表、本措置の利用停止等の措置をとることがあります。

③位置情報の保存

□ 目的
位置情報の把握

※入国後14日以内に陽性となった場合、保存された位置情報を保健所に提示いただけます

□ 使用方法

- Googleマップを「ロケーション履歴がオン」に設定
又は
○iPhoneの「利用頻度の高い場所」の設定がオンになっているか確認
※詳細の設定方法はp.22,23をご覧ください

（出所）タイ・ベトナムとの間のレジデンストラックの手続きについて説明会資料

受入れ体制の整備

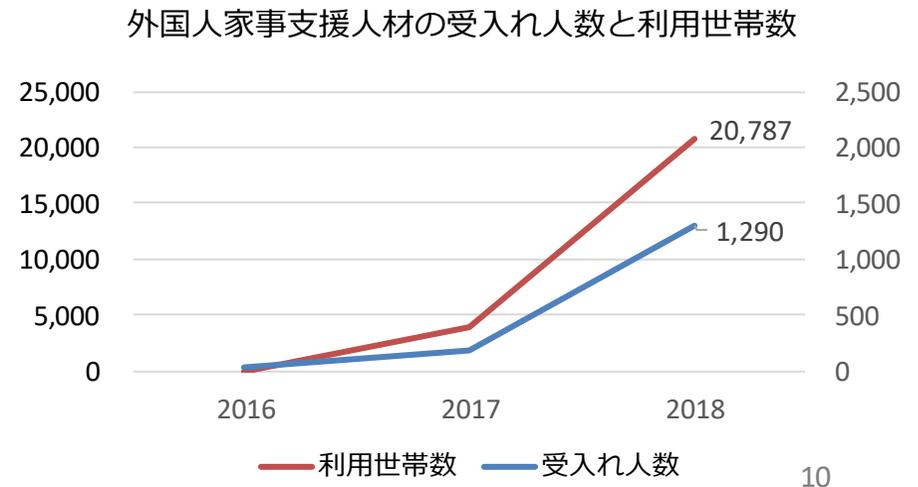
-外国人家事支援人材-

- 現在、国家戦略特区でのみ受け入れられている外国人家事支援人材について、全国展開と在留資格を更新可能にすることを図るべき。

- 家事代行業務は外国人の就業が原則として認められてこなかったところ、共働き世帯の増加に伴い、家事代行のニーズが高まる中、国家戦略特区において、自治体や国の機関から成る第三者管理協議会の設置など一定の枠組みのもと、外国人家事支援人材の受入れが開始（2016）。

✓ 経営者、弁護士・会計士、高度専門職等の在留資格を持つ外国人の家事使用人のための特定活動ビザは存在。

- 2018年の利用実績は利用世帯数で約20,000世帯と17年の約4,000世帯から大きく伸びており、外国人家事支援人材は社会に浸透しつつある。



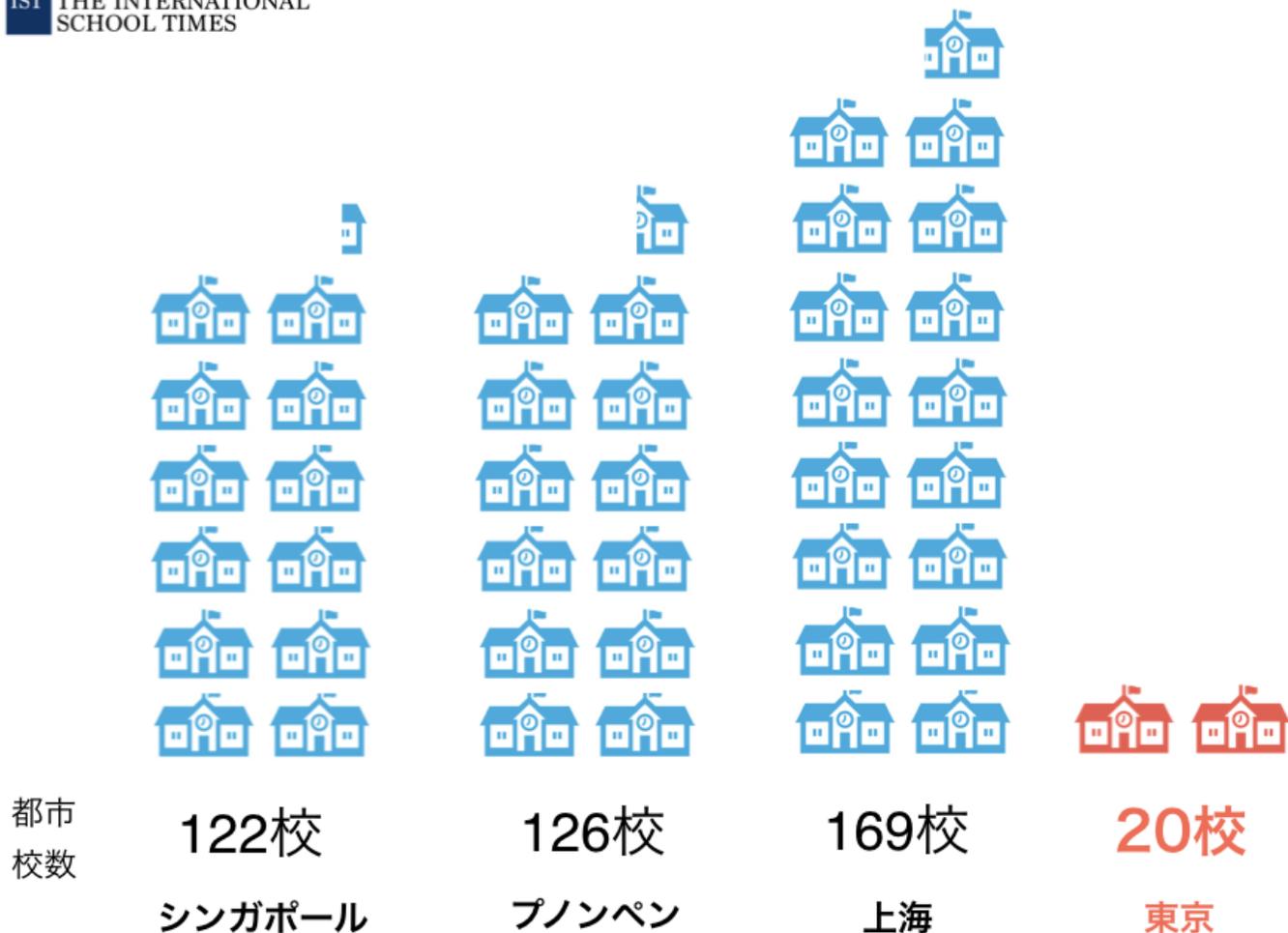
外国人共生のための環境整備

- 優秀な移民受入れには、給与以外にも、家族の安全（治安、医療福祉）、子女の高度教育へのアクセス、国籍差別のない社会制度、などの充実が必要。
- HSBCが毎年公表する、海外に居住し働く人々の意見が反映された「**住みやすい国ランキング（2019）**」で、**日本は33か国中32位**。
 - ✓ 特に、「コミュニティの閉鎖性・定着しやすさ」のほか、「**子供の友達作り・教育内容・学校制度**」については特に低い評価。

Living				Little Expats			
	Japan				Japan		
	Score		Rank		Score		Rank
Overall	12.81	■	15	Overall	-2.49	■	33
Quality of life	0.63	■	13	Making friends	-0.08	■	32
Physical & mental wellbeing	0.34	■	20	Learning	-0.09	■	33
Fulfillment	0.36	■	18	Schooling	-0.03	■	24
Cultural, open and welcoming communities	0.21	■	26				
Political stability	0.50	■	6				
Ease of settling in	0.10	■	32				

日本のインターナショナルスクール校数とアジア比較（2018年）

IST THE INTERNATIONAL SCHOOL TIMES



外国人共生のための環境整備

-多言語での情報発信・受信体制-

- **金融行政ほか各種行政対応の多言語化対応のデフォルト化**
- 政府・自治体のコロナ対策情報、在留資格関連情報等の各国語による発信を抜本的に強化すべき
 - ✓ 入管はマンパワー的に追いついておらず、例えば、東京都外国人新型コロナ生活相談センターのような積極的情報発信を全国で行えるようにすべき。
 - ✓ 各国の駐日大使館や民間事業者等との情報連携も必要

■東京都外国人新型コロナ生活相談センター（TOCOS）への相談の流れ（イメージ）



（出所）東京都防災ホームページより



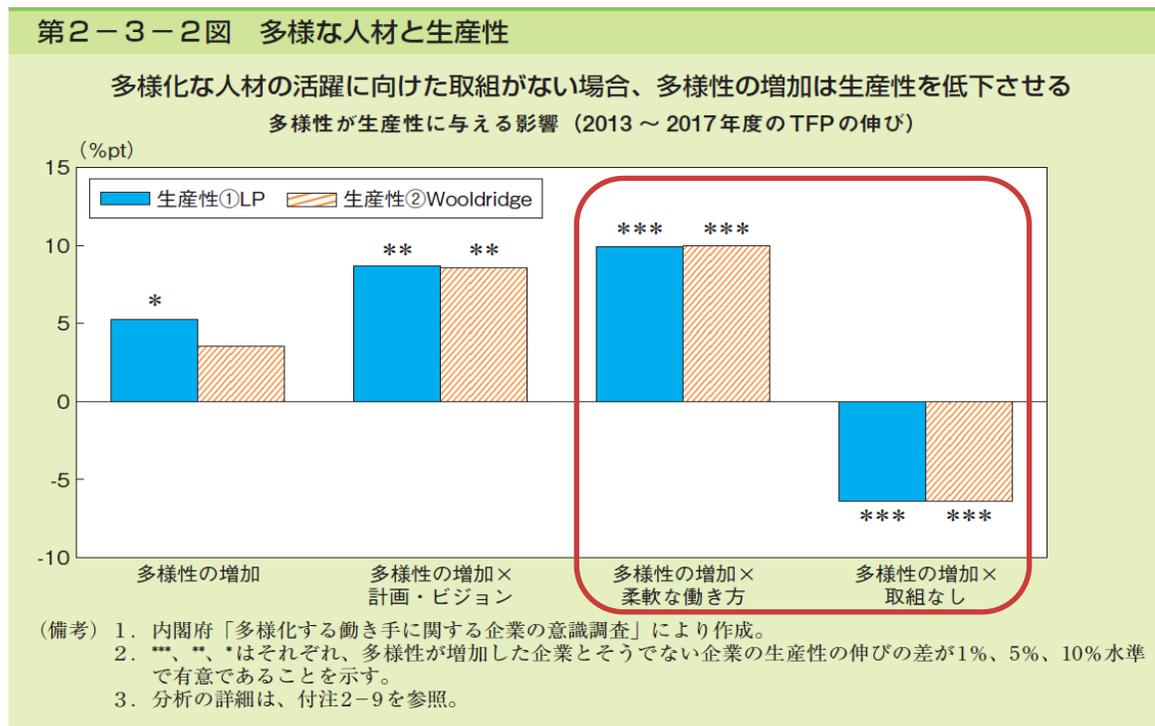
#JapanWithoutBorders (#日本から国境をなくす)

（出所）ワンビザホームページ

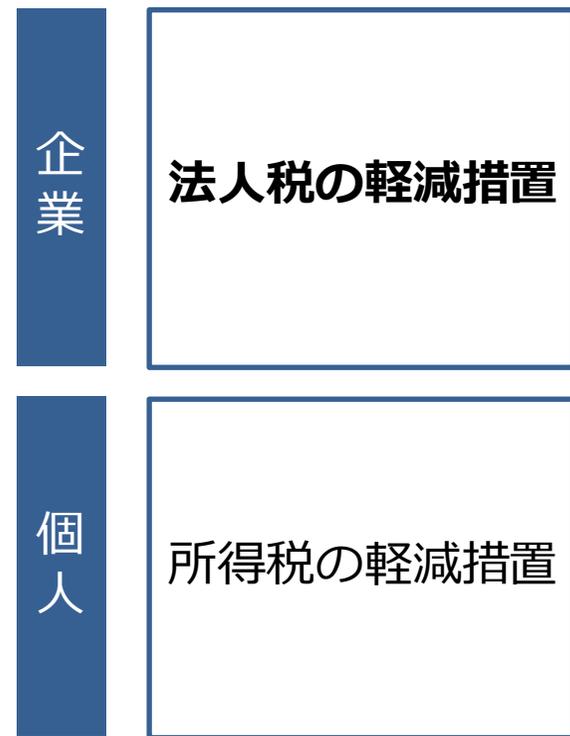
外国人共生のためのさらなる環境整備 -政府による民間企業の取り組み支援-

- 多様性は企業の生産性向上に繋がり得るが、受け入れ態勢が整っていないと逆効果にもなる。多様性に対応するための計画・ビジョン、柔軟な働き方等が必要。
- 政府として、**外国人受け入れに取り組む企業、個人を支援**できないか。

人材の多様性と生産性



政府による支援



(出典) 内閣府「令和元年度 年次経済財政報告」 (https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je19/index_pdf.html)

外国人共生のためのさらなる環境整備

-外国人の定着・共生支援税制（案）-

- 外国人の労働環境・生活環境を改善するとともに、日本人職員・地域コミュニティとの共生を図る企業の取り組みを、**法人税の軽減措置**で支援。

具体的な支援策

- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（いわゆる「くるみん認定」）及び認定対象への税制優遇措置等を参考に
 - ① 外国人の定着、日本人職員・地域との共生に取り組む企業を公的に認定
 - ② 法人税の優遇措置を講じる

認定対象（案）

- ✓ 外国人職員のキャリアパス明確化、技能水準向上・資格取得に対するサポート
- ✓ 外国人職員に対する日本語教育支援（特にビジネス日本語）、企業の英語化 等
- ✓ 外国人職員に対する住宅の確保その他の生活支援
- ✓ 企業内における異文化・慣習への配慮（やさしい日本語、食堂におけるベジタリアン・ハラール食提供、礼拝所の整備 等）
- ✓ 日本人職員・地域コミュニティとの間の相互交流・異文化理解促進事業の実施
 - ※ 地方の企業に対し優遇措置を深掘りすることで、地方への外国人材の誘導が可能

1. 新経済連盟について

2. 外国人受け入れ・共生

3. 視点②DX

4. スタートアップ支援・振興

5. 税制

Appendix. 各種提言関係資料

金融デジタル化

- 金融は書面・押印・対面文化が多く残る。規制業種であり、当局への報告事項も多い。**対顧客サービス・当局へのレポーティングと監督業務のデジタル化が必要**
- そのためには①金融分野・非金融分野での規制改革と、②スタートアップの活躍が重要

令和2事務年度 金融行政方針

1. コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く

第一に、新型コロナウイルス感染症への対応に取り組む。金融機関が金融仲介機能を発揮して、企業や家計をしっかりと支えられるよう、行政としても万全を期す。あわせて、コロナ後の経済の力強い回復と新しい社会の建設に備えられるよう目配りしながら、対応を進める。

【コロナと戦い、経済の力強い回復を支える】

- 金融機関が、継続的に事業者の業況をきめ細かく把握し、資金繰り支援を適切に行えるよう支援するとともに、取組状況を確認していく。
- 金融機関による事業者の経営改善・事業再生支援等の取組状況を確認し、関係省庁とも連携し、必要なサポートを行う。
- 顧客・地域の再生に必要な業務を可能にするため、銀行の業務範囲等を見直す。

【コロナ後の新しい社会を築く】

- 新しい産業構造への転換を支えられる金融のあり方について検討を始める。
- デジタル技術により利用者の課題を解決し、付加価値を創出できるよう、規制上の制約の解消等に取り組む。
- 書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直しや、決済インフラの高度化・効率化を推進する。
- コロナ後の社会にふさわしい顧客本位の業務運営の更なる進展を目指す。
(金融商品を比較しやすくするため、顧客にわかりやすく手数料等の情報を提供する「重要情報シート」の導入等)
- サステナブル・ファイナンスに関する考え方の検討を進める。

2. 高い機能を有し魅力のある金融資本市場を築く

第二に、我が国の金融資本市場の機能を高め、アジアや世界における役割を高められるよう取り組む。地政学的なリスクなどが強まるなかで、日本市場は国際的なリスク分散にも貢献できる。我が国にも世界全体にも役立つ形で日本市場を発展させられるよう、知恵をしぼる。

- 海外金融機関・専門人材の受入れを促進するため、金融行政プロセスの英語化や登録手続きの迅速化を進める。税制を含めたビジネス環境の改善策を検討する。
- 企業がコロナ後の経済社会構造に向けた変革を主導できるよう、コーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。
(デジタル・トランスフォーメーションの進展にどう対応するか等、企業と投資家の間での建設的な対話のあり方を検討)
- 成長資金の円滑な供給を図る観点から、取引所における市場構造改革の推進や取引所外の資金の流れの多様化など、我が国資本市場の機能・魅力の向上策を検討する。

3. 金融庁の改革を進める

第三に、「金融育成庁」として力を発揮できるよう、金融庁自身の改革を進める。コロナ対応を契機とした働き方改革を更に進化・定着させる。職員が自由闊達に議論し、イニシアティブを発揮できる庁風を築く。実態把握力や政策的な構想力の水準を高める。

- 行政手続きの電子化等を進めるとともに、金融行政の実効性・適時性を確保するため、データ分析力を向上させ、データ活用を推進する。

アナログ原則の完全撤廃

① 社会全体のデジタル化の推進

- 『社会全体のデジタル化』を進めるための更なる立法措置
- 『アナログ原則』撤廃のための一括整備法令
- デジタル手続きへのインセンティブ措置や優先的処理

② DX推進のための国民運動の実施

- DXを阻む『アナログ慣行』の見直し（営業をインサイドセールスに転換／バーチャル株主総会へ転換／リモートワーク推進）
- オンライン選挙、インターネット投票
- 政府会議・記者会見等のオンライン対応推進

新しい規制・制度による新市場の創出

③ レガシー規制の見直し

- AI等を活用した新たな事業融資制度構築
- 株式投資型クラウドファンディング規制見直し
- リスクテイク投資家層の拡大/私募ルール見直し
- AI・ブロックチェーンを前提とした規定見直し
- デジタル著作権法制整備
- オンラインでのエンタメ市場・スポーツ振興・コンテンツ拡大のための関係法令整備（ギフティングやオンラインベッティング等）

④ データを連携・活用できる環境の整備

- オープンデータ推進とAPI開放デフォルト化
- 個人情報保護法制2000個問題
- 国/地方の情報システムの標準化／クラウド化（地方のLGWANシステムの問題解消）※自治体は、クラウド化の方針が不明確であり、ネットワーク分離が前提となっているため、依然としてテレビ会議やネット申請対応などが進まない構造

どちらにとっても基盤となる仕組みの整備

⑤ 規制・制度のDX等を進めるための枠組みの整備

⑥ 規制・制度の適用と執行のイコールフットイング

AIを前提とした規定への見直し

分野	関係法律等	問題の所在	必要対応策
医療	次世代医療基盤法 医薬品医療機器法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 医師等に法律の要請より厳格に情報管理を行う意識がある一方で、基準が曖昧であるためデータ利用が進んでいないという声 ➢ 医療データに特化した適切なルールを設計することでデータの流通促進を図るべき ➢ 電子処方箋等のデジタル化の推進も必要 ➢ プログラム医療機器の審査が遅くAI医療機器開発の遅延要因に 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 医療仮名化情報（当該データ単体では特定の個人を識別できないデータ）について、データの送り手・受け手を医師及び指定された研究者に限定するなど一定の要件の下、本人の同意なしで第三者提供を可能とする（CTスキャンの画像データなど） ➢ 電子処方箋引換証の紙交付のデジタル化 ➢ プログラム医療機器の審査期間の短縮（現状最短2年→半年程度に）
金融	貸金業法 割賦販売法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 既にAI活用が進む金融分野においてもさらなるイノベーションの可能性 ➢ 新たな金融サービスを実装するための法的制約を取り除いていく必要 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ クラウドソーシングデータ等を活用した新たな与信制度として、貸金業法や割賦販売法の年収による総量規制等を見直し、非正規雇用やフリーランス等も広く与信を得られるようにする ➢ AIによる精緻な与信審査により短期融資が可能になっているためスモールビジネス向け融資として金利制約（年利換算）を柔軟化
交通	道路交通法 道路運送車両法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ CASE、MaaSの進化に向けた国際競争が激化 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自動運転実証の加速化やMaaS実装に向けた情報連携
不動産、建築	建築基準法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 人出不足等による施工管理や検査などにデジタル技術等を入れる必要性が高まっている 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 建築物の定期検査等に目視でなくドローンを利用できることの明確化等
教育	調達の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 初等中等教育においても国際的な教育デジタル化の流れの中で大きな遅れ 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ノートPCやタブレットの利用などITインフラの共同調達による迅速整備、遠隔教育の推進、教育コンテンツの普及
公共調達・政府統計、その他横断的整備	調達の見直し 統計法 個人情報保護法等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 政府や自治体等によるデータ利活用の遅れ ➢ 政府統計で取得した調査票やそれに基づく匿名データ等はデータとして付加価値があるが未活用、一層の有効活用が統計制度の発展にも資する 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公共におけるAI活用へのインセンティブ設計（診療報酬でのAI加点や公共窓口の一元化に向けたAIチャットボット活用補助金など） ➢ 統計法の匿名データについて一定のセキュリティを担保した企業の事業目的にも利用できるよう改正 ➢ 利活用を主軸に置いた個人情報保護法等改正

ブロックチェーンを前提とした規定への見直し

■ 分散型システムを前提としてない法制度の再定義

関係法律等	法律の概要	問題の所在
電子署名及び認証業務に関する法律	<ul style="list-style-type: none">➤ 電子署名が本人のものであるとの認証業務について、本人確認方法等の信頼性を判断する目安を規定	<ul style="list-style-type: none">➤ 認証対象となる設備の要件がクライアント・サーバモデルのみを想定➤ 認証業務を技術的に分散的に処理するアーキテクチャの場合、どのように認証業務が認証されるのか不明
電子記録債権法	<ul style="list-style-type: none">➤ 企業が保有する手形や売掛債権を電子化し、インターネットで取引可能な決済手段とすることにより、債権の流動化や資金調達の円滑化等を図るもの	<ul style="list-style-type: none">➤ 電子債権記録業を営む電子債権記録機関の要件が、単独事業者のみを想定➤ 電子記録のシステム要件が、クライアント・サーバモデルのみを想定
社債、株式等の振替に関する法律	<ul style="list-style-type: none">➤ 株券の電子化により、株主の権利をほふりや証券会社等の口座で管理する「株式等振替制度」について規定	<ul style="list-style-type: none">➤ 有価証券の権利移転は、許認可対象である中央管理者（金融商品取引業者、取引所、振替機関）を通じて行われることが前提
不動産登記法	<ul style="list-style-type: none">➤ 不動産の表示や権利を公示するための登記について規定	<ul style="list-style-type: none">➤ ブロックチェーンによる権利移転や記録が想定されておらず、登記として対抗要件にならない
民法	<ul style="list-style-type: none">➤ 債権譲渡の第三者対抗要件である確定日付ある証書に関して規定	<ul style="list-style-type: none">➤ 確定日付ある証書は原則紙が前提。例外も、指定公証人による日付情報付き電子ファイルに限定

DX推進にあたってのスタートアップの活躍

- 対顧客サービスを中心としたFintechについては日本でもスタートアップの活躍が活発。
Regtech・Suptechなど、規制・監督分野でもスタートアップの活躍が期待される
- 先行する英国などでは**当局がイベントやカンファレンス積極的に開催し、エコシステム形成に取り組み**

FinTech分野における東京の立ち位置

TOP 10 FINTECH LOCATIONS OF THE FUTURE 2019/20 - OVERALL

RANK	CITY	COUNTRY
1	London	UK
2	Singapore	Singapore
3	Belfast	UK
4	New York	US
5	Dublin	Ireland
6	Tokyo	Japan
7	Zug	Switzerland
8	San Francisco	US
9	Edinburgh	UK
10	Amsterdam	Netherlands

(出所) FDI Intelligence

英国におけるRegtech・SupTechへの取り組み

英国では、FCAによる各種取組により、SupTech, RegTech双方の「気づき」「対話」「試行」「資金」に係る取組がなされている。

英国における取組の全体像



英国における各取組の概要

- TechKnow** (SUP, 気づき): 金融イノベーションや新技術についてFCAの職員を鼓舞し、教育するため、定期的なセッションを設けている。
- TechTalks** (REG, 気づき, 対話): 新たな技術や優先度の高いユースケース、規制・政策の明確化等につき業界との対話・ディスカッション。
- International** (SUP, 対話): 複数の国際的な規制者らと交流し、ベストプラクティスを共有するとともに諸外国からも学んでいる。
- Trials, Research and Modernisation** (SUP, 試行): 多くのスプレックソリューションを自ら採用し試行している。調査プロジェクトでは英国の複数大学と提携。
- TechSprints** (REG, 試行): ソリューションのプロトタイプ構築を通して、特定の問題を解決するために集中的に協働するイベント。
- sandbox** (REG, 試行): 規制領域・グレーゾーンについて実証環境を認め、技術を活用した解決が可能であることを証明可能とする。
- Accelerators** (REG, 資金): アクセラレータとインキュベータプログラムによって、投資家らの投資先選定や、技術企業向けの支援をサポート。

(出所) RegTech/SupTechに係る今後の在り方に関する検討会

1. 新経済連盟について

2. 外国人受け入れ・共生

3. DX

4. 視点③スタートアップ支援・振興

5. 税制

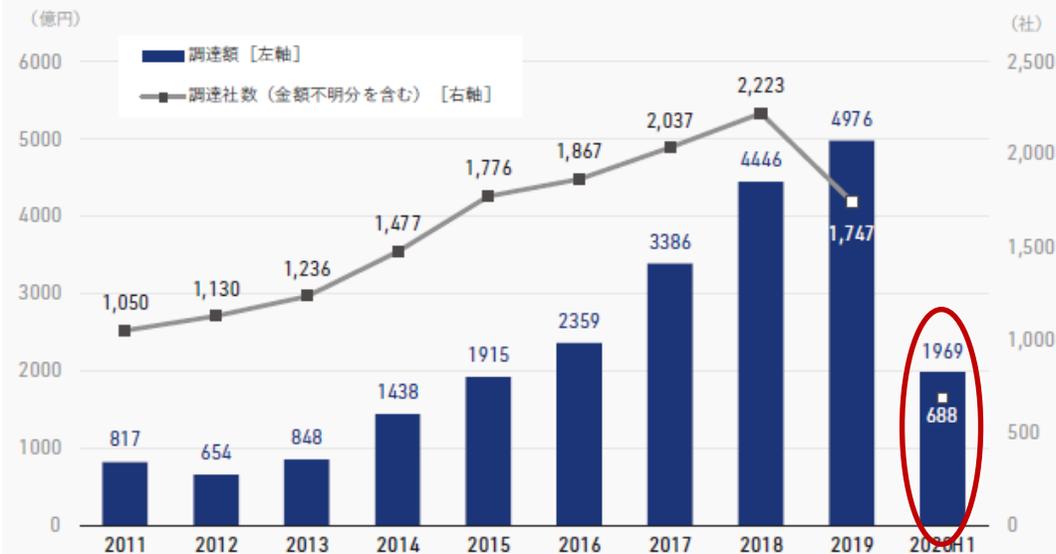
Appendix. 各種提言関係資料

足元のスタートアップ市場の状況

-呼び水的な支援の必要性-

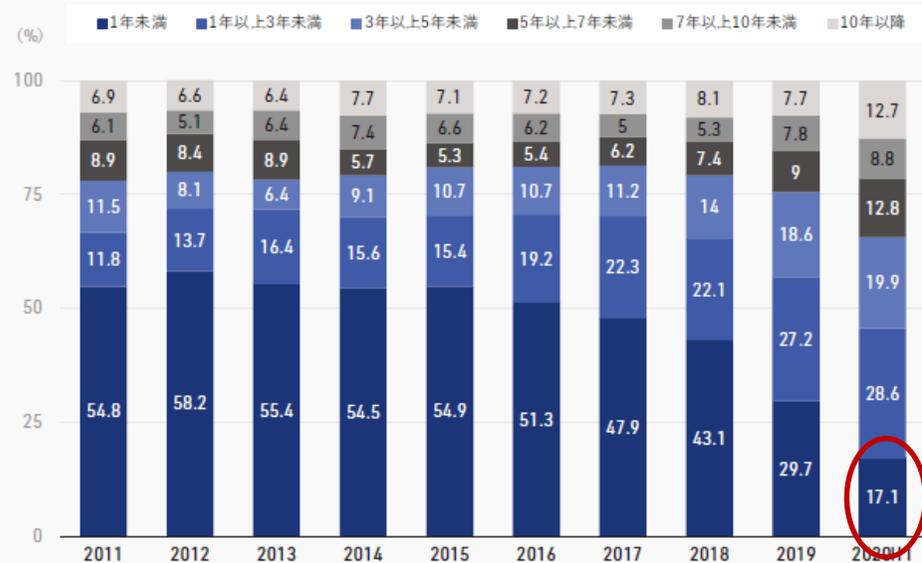
- 20年度上期のスタートアップの資金調達はコロナの影響あったものの、まずまずの着地。エコシステムの成熟とDX推進にあたってのスタートアップへの期待を反映
- 一方、シード期への投資は減少しており、**呼び水的な投資としての政府支援も必要**

国内スタートアップ資金調達額・調達社数推移



注1: 2020年は半期の値
 注2: データの特性上、調査進行により過去含めて数値が変動する。調査進行による影響は直近の資金調達ほど変化しやすく、その影響は社数ほど出る
 出所) INITIAL (2020年8月27日基準)

設立後経過年数別の資金調社数割合推移

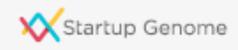


注1: 2020年は半期の値
 注2: データの特性上、調査進行により過去含めて数値が変動する。調査進行による影響は直近の資金調達ほど変化しやすく、その影響は社数ほど出る
 注3: 設立後経過年数は、増資ラウンドごとに設立年月日と資金調達年月日から経過した日数をカウントし算出している。設立後経過年数が異なる増資ラウンドは、同一企業のものであっても別カウントとするため、全体の調達社数とは一致しない
 出所) INITIAL (2020年8月27日基準)

スタートアップエコシステムにおける東京の立ち位置

-外国人受け入れの必要性-

Global Startup Ecosystem Ranking (Top 30 + Runners-up)



- Funding (資金調達)、Knowledge (研究・特許など) の評価は高い。
- 一方、Connectedness (アクセラレーターやミートアップ)、Market Reach (グローバル市場への展開) の評価が低い。



初期のチームアップにおける外国人採用は重要なポイントの一つであり、この点、**外国人受け入れの環境整備はスタートアップにとって重要**

	Ranking	Performance	Funding	Connectedness	Market Reach	Knowledge	Talent	Growth Index
Silicon Valley	1	10	10	7	10	10	10	7
New York City	2 (tie)	10	10	10	9	5	10	7
London	2 (tie)	9	10	10	10	7	10	7
Beijing	4	10	9	1	10	10	10	9
Boston	5	9	9	9	9	5	9	7
Tel Aviv - Jerusalem	6 (tie)	9	9	8	10	4	9	6
Los Angeles	6 (tie)	9	10	4	9	7	9	6
Shanghai	8	10	8	1	8	10	9	9
Seattle	9	8	6	9	8	7	8	6
Stockholm	10	8	5	5	8	3	7	4
Washington DC	11	5	7	7	7	1	8	6
Amsterdam	12	6	7	10	7	1	7	6
Paris	13	4	9	9	1	1	8	4
Chicago	14	5	6	6	6	1	8	7
Tokyo	15	7	8	1	3	9	7	8
Berlin	16	7	7	10	2	1	7	7
Singapore	17	4	8	7	8	1	4	7
Toronto-Waterloo	18	5	8	8	6	2	6	8
Austin	19	5	6	7	5	7	6	8
Seoul	20	7	3	1	9	10	5	4
San Diego	21	6	2	3	7	6	6	6
Shenzhen	22	7	6	1	1	9	5	9
Atlanta	23	4	1	4	6	1	6	6
Denver-Boulder	24	3	5	6	5	4	5	5
Vancouver	25	6	1	5	5	2	4	7
Bangalore	26	4	7	8	1	8	2	5
Sydney	27	3	3	8	1	1	5	6
Hangzhou	28	8	2	1	1	9	3	9
Hong Kong	29	3	4	1	7	1	1	6
Sao Paulo	30	6	1	4	2	1	1	9
Bern-Geneva	31 (tie)	2	1	1	3	1	1	6
Dallas	31 (tie)	1	1	1	4	3	1	3
Miami	31 (tie)	3	2	1	1	1	1	6
Munich	31 (tie)	2	4	6	1	3	1	8
Salt Lake-Provo	31 (tie)	8	1	1	5	1	1	7
Copenhagen	36 (tie)	1	1	2	4	1	2	5
Delhi	36 (tie)	1	5	1	1	1	1	4
Dublin	36 (tie)	1	3	5	1	1	4	5
Melbourne	36 (tie)	1	1	6	4	1	1	5
Montreal	36 (tie)	1	1	1	1	1	2	6

31-35 and 36-40 are alphabetical order

3段階構えのスタートアップ支援

超短期

資金繰り支援

- 従来型の支援パッケージは中小企業が主な対象
- スタートアップの事業モデルに当てはまらず（特に売上減少要件）

短期・中長期

投資支援

- すでにスタートアップ投資（特にシード期）は冷え込みの兆候
- 先細りしないような投資の下支えが必要

社会実装支援

- 官民の徹底的なDX推進にスタートアップの一層の活用が必要

問題認識

対策

- スタートアップに特化した融資要件の創設、専用の受付窓口の設置
- 負担の大きい固定費（家賃、人件費）の支援
- スタートアップ向けの支援パッケージの一元的な情報集約、メッセージの発信

- 投資促進
 - ・ 政府系ファンドによるマッチング出資

- 税制措置
 - ・ 小規模PoC（実証実験）に対する支援
 - ・ オープンイノベーション税制の拡充
 - ・ その他（Appendix）参照

- 公共調達改革
- オープンデータの推進

早期執行、運用の具体化が必要

支援・振興策拡充が必要

スタートアップ投資の支援

- 日本は**スタートアップ投資**でCVCの占める割合が大きいが、本業が打撃を受けると早々に規模縮小する可能性があり、**先細りしないような投資の下支え**が必要

早期執行、運用
の具体化が必要

■ 投資促進

- コロナ対応やDX推進に資する技術・サービスの開発を目指すスタートアップへの投資については**政府系ファンドからマッチング出資**

■ 税制措置

支援・振興策
拡充が必要

- **大企業と連携した小規模なPOCを支援**
 - スタートアップ投資促進のため、オープンイノベーション税制が創設されたが、さらに初期スタートアップ支援のため、大企業と連携した小規模なPOCを税制優遇
 - 投資は検討に時間がかかるため、小規模POC案件の活性化により、初期スタートアップは当面の資金繰りをしのぎつつ、実績作り
 - その後、投資を受けたらすぐに本格的なプロダクト開発に着手し、実際にPOCを行った企業に売り込むなど、より大きな売上を生めるサイクルを作る
- コロナ対応やDX推進に資する技術・サービスの開発を目指すスタートアップへの投資については、**オープンイノベーション税制を拡充**
- その他の振興策について**Appendixも参照**

スタートアップによる社会実装支援

- 東京都のコロナ対策サイトなど、**スタートアップの持つ技術・スピード感**の必要性が広く認識されたところ
- スタートアップの有する新技術、新サービスを政府機関・自治体等で積極活用し、社会実装を促進

● 公共調達改革

- 緊急時における随意契約の柔軟な活用促進
- 公共調達へのスタートアップの参入を促すような、入札の参加資格要件、仕様、審査プロセス、契約・支払い手続きなどの見直し

支援・振興策
拡充が必要

● オープンデータの推進

- 中央政府・地方公共団体等によるオープンデータ政策の推進とAPI開放のデフォルト化
- 個人情報保護法制2000個問題の解消
- 国/地方の情報システムの標準化の推進（地方のLGWANシステムの問題解消）等

【参考】補正予算等における手当

- 日本公庫・中小機構を通じた資本性劣後ローン、JIC・DBJによる投融資枠の拡充などにより、スタートアップ向けの支援パッケージは一定程度充実
- 既存の体制ではノウハウ・マンパワー不足する部分もあり、早期実行のため、民間金融機関・VCとの連携など機動的に行う必要

中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業

第2次補正予算案における事業規模 1.4兆円

〔財政融資等：0.4兆円 第2次補正予算案額 1.3兆円（うち財務省・厚労省・内閣府計上0.1兆円）〕

資本性支援

出資等やファンドの拡充

資本性支援

事業の内容

事業イメージ

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、出資等を通じた資本増強策を強化することで、スタートアップの事業成長下支えや事業の「再生」により廃業を防ぐとともに、V字回復に向けた「基盤強化」を図ります。
- 具体的には、一時的に財務状況が悪化した中小企業等に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等が、民間金融機関が資本とみなすことができる長期元本返済のない資本性劣後ローンを供給します。
- また、中小機構が出資する官民連携の中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンドを全地域で組成し、ファンドを通じた出資や債権買取等を行い、経営改善まで幅広い支援を実施します。

(1) 資本性劣後ローン

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建等に取り組む企業に対して、民間金融機関が資本とみなすことができる期限一括償還の資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

【主な貸付条件】

- 融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、①スタートアップ企業、②企業再建に取り組む企業、等
- 貸付限度：最大7.2億円（別枠）
- 貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）

(2) 中小企業経営力強化支援ファンド

- 地域の核となる事業者が倒産・廃業することがないよう、官民連携のファンドを通じた出資・経営改善等により、事業の再生と今後の企業価値の向上をサポートするなど、成長を全面的に後押しします。
- また、全国47都道府県の「事業引継ぎ支援センター」とも連携し、出資先企業の第三者承継を促進し、地域の事業再編にもつなげていきます。

(3) 中小企業再生ファンド

- 過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るために、官民連携のファンドを通して、債権買取や出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施します。
- また、全国47都道府県の「中小企業再生支援協議会」とも連携し、再生計画の策定と事業再生を促進します。

○ 産業革新投資機構（JIC）の投融資枠拡充

- オープンイノベーションによる産業競争力の強化（事業再編、ベンチャー等）を支援するため、JICの投融資枠を拡充。
- 政府保証借入枠を1.5兆円拡充（事業規模2.8兆円）。

○ 日本政策投資銀行（DBJ）による特定投資業務の投融資枠拡充

- 新事業開拓や異業種連携等を支援するため、DBJの投融資枠を拡充。
- 産投出資1,000億円を措置（事業規模4,000億円）。

○ 地域経済活性化支援機構（REVIC）による支援の強化

- 財務基盤が悪化した地域の中核企業等に対する事業再生支援や、地域金融機関と連携したファンドを通じた資本性資金の供給等を実施。
- 政府保証借入枠を1兆円拡充（事業規模2.5兆円）。

○ 中小企業基盤整備機構が出資するファンドによる出資等の強化（再掲）

- 中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンドを全地域で組成し、ファンドを通じた出資や債権買取等を行い、経営改善まで幅広い支援を実施。
- 第2次補正予算案では一般会計予算600億円を措置（事業規模750億円）

※中小機構の出資比率が80%の場合

スキーム図



※中小企業向け資本性劣後ローンに対する財政融資等の一部は、2ページの財政融資等27.6兆円の内数として計上。

-
1. 新経済連盟について
 2. 外国人受け入れ・共生
 3. DX
 4. スタートアップ支援・振興

5. 視点④税制

Appendix. 各種提言関係資料

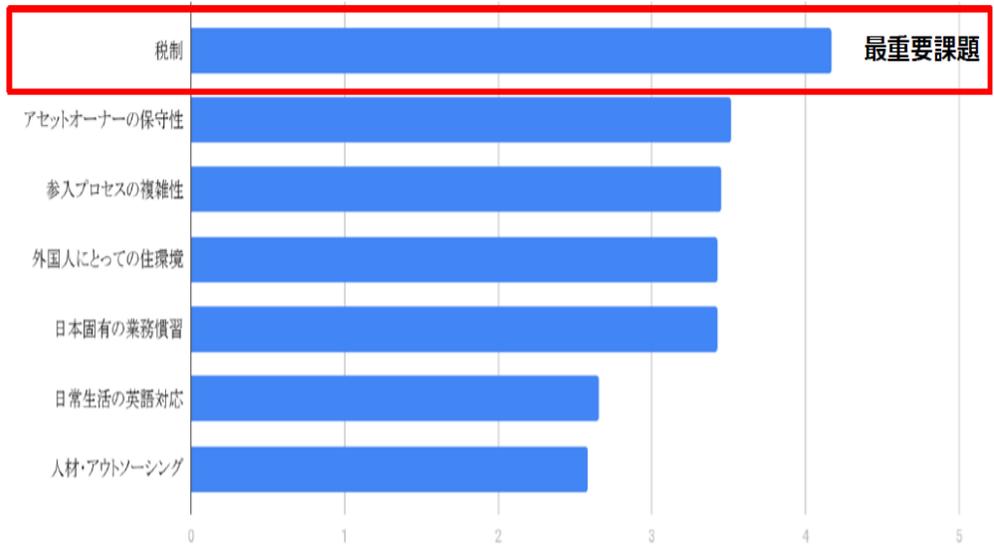
国際金融都市構想と税制

- これまで上げたような各種施策は日本の魅力向上のために重要だが、国際金融都市構想実現にあたっては、そもそもの前提として税の問題があるとの認識
- 国際金融都市構想の実現を目指すのであれば、税制についても議論する必要があるのではないか

海外投資家から東京の課題

重要ではない 極めて重要

東京の金融都市としての課題 (N=82)



東京都「国際金融都市・東京」構想 (抜粋)

	海外金融系企業 にとってのビジネス環境の充実	外国人高度金融人材 にとっての生活環境等の充実
税負担	<ul style="list-style-type: none"> 法人二税に係る政策減税 法人税の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> 相続税の見直し
行政手続等	<ul style="list-style-type: none"> 金融ワンストップ支援サービス*の充実/「ファストエントリー」の実現 金融ライセンス登録手続に関する英語解説書の整備 英語申請等東京開業ワンストップセンター*の利便性向上 	—
生活環境	—	<ul style="list-style-type: none"> 特区を活用した職住近接化プロジェクトの推進 高度金融人材等による家事使用人利用の促進 LGBT*の高度金融人材の活躍促進

(出所) 東京都「国際金融都市・東京」構想 ～「東京版金融ビッグバン」の実現へ～

(出所) JIAM (一般社団法人国際資産運用センター推進機構) 海外投資家サーベイ

新経済連盟の税制提言（抜粋）

- ◆ **新型コロナウイルス感染症が世界中で広がり、日本でも社会経済に大きな影響。短期的には潤沢な資金を市場に供給する仕組み（国・民間）の充実とそれを支える税制が必要**
- ◆ **一方、アフターコロナ／ウィズコロナを念頭に中長期で日本発の新興企業を誕生させるための打ち手も重要。具体的には、**
 1. **イノベーションの核となるスタートアップやベンチャー企業の成長段階に応じたメリハリのある税制（創業期・研究開発型は還付、成長期は赤字繰延、充実期は控除等）の構築が必要**
 2. **グローバルで進むDXの流れと無形資産投資を直視し、既存の設備投資・研究開発税制等を見直し、SaaSやAI、人材・教育投資等のDX推進を税制で後押しすべき**



新經濟連盟



Japan Association of New Economy